

育児・介護等からのジョブリターン制度の制定について

1 整備した制度の内容	
① 対象者の退職理由	結婚(※)、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児、介護のいずれかを理由にした退職であること ※結婚には、妊娠に向けての知識の習得、体調管理等を行うこと(妊活等)を含む
② 対象者の年齢	再雇用時の年齢が就業規則で定める定年(満60歳)以下であること
③ 対象者は退職後何年以内か	離職期間が5年以内であること
④ 再雇用時の処遇について	再雇用時の処遇は、退職前の勤続年数、資格等級等及び退職から再雇用時までの就労経験、能力開発の実績等を評価して決定することとし、原則として退職時の勤務地、社員区分、職種、資格等級を維持するよう努める。ただし、事業所の業務・人員の状況、本人の希望等を踏まえ決定する。
⑤ 再雇用後の配置、昇進、昇給等の処遇について	再雇用後の配置・昇進・昇給等については、退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発の実績を踏まえた取り扱いを検討し、同一の社員区分・職種、同程度の経験・能力の社員と異なる取り扱いは行わない。
⑥ その他会社独自の制度	再雇用者の退職後の期間、経験を踏まえ、個別に必要な教育訓練を実施するよう努める。
2 制度導入日	
令和2年1月1日	